

(昭和62年12月26日決定)

京都市地域改善対策就学奨励金貸与要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、同和問題の解決を図り、教育の機会均等、進路の保障及び将来の就職の機会の拡大を図ることを目的として、本市の区域内の旧地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律第2条第1項に規定する対象地域（以下「対象地域」という。）に居住する生徒及び学生の就学を奨励するため、当該生徒及び学生に対する就学奨励金の貸与に関し必要な事項を定めるものとする。

(就学奨励金の貸与)

第2条 就学奨励金は、次の各号に該当する者に対し、選考のうえ予算の範囲内において、無利子で貸与する。

- (1) 高等学校(中等教育学校の後期課程並びに盲学校,ろう学校及び養護学校の高等部を含む。以下同じ。)、高等専門学校、短期大学又は大学（以下「学校」という。）に在学している者
- (2) 対象地域に居住する生徒又は学生で、その属する世帯の所得、就労等の生活実態から、就学奨励金の貸与なしでは就学が困難であると認められる者
- (3) 健康で学習状態が良好な者
- (4) 京都市地域改善対策奨学金貸与規則の規定による奨学金、日本育英会法の規定による育英資金（平成14年度以降の新規貸与者を除く。）又は母子及び寡婦福祉法の規定による修学資金（平成14年度以降の新規貸与者を除く。）の貸与を受けていない者

(就学奨励金の額)

第3条 平成13年度末までに貸与の決定を受けた者に対する就学奨励金の額は、別表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる金額とする。

2 前項の規定にかかわらず、平成14年度以降の新規貸与者に対する就学奨励金の額は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる金額を限度とする。

区 分	就学奨励金（上限月額）
平成14年度新規貸与者（国公立の高等学校又は高等専門学校）	11,000円
〃（私立の高等学校又は高等専門学校）	27,000円
〃（国公立の短期大学又は大学）	38,000円
〃（私立の短期大学又は大学）	46,000円
平成15年度新規貸与者（国公立の高等学校又は高等専門学校）	10,000円
〃（私立の高等学校又は高等専門学校）	24,000円
〃（国公立の短期大学又は大学）	34,000円
〃（私立の短期大学又は大学）	41,000円
平成16年度新規貸与者（国公立の高等学校又は高等専門学校）	9,000円
〃（私立の高等学校又は高等専門学校）	21,000円

〃	(国公立の短期大学又は大学)	30,000円
〃	(私立の短期大学又は大学)	36,000円
平成17年度新規貸与者	(国公立の高等学校又は高等専門学校)	8,000円
〃	(私立の高等学校又は高等専門学校)	18,000円
〃	(国公立の短期大学又は大学)	26,000円
〃	(私立の短期大学又は大学)	31,000円
平成18年度新規貸与者	(国公立の高等学校又は高等専門学校)	6,000円
〃	(私立の高等学校又は高等専門学校)	15,000円
〃	(国公立の短期大学又は大学)	21,000円
〃	(私立の短期大学又は大学)	26,000円

- 3 前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めるときは、私立の大学の医学又は歯学課程に在学している者に対し月額4万円を、私立大学の薬学又は獣医学課程に在学している者に対し月額2万円を、前項の表に掲げる上限額に加算して貸与することがある。

(貸与の申請)

第4条 就学奨励金の貸与を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、地域改善対策就学奨励金貸与申請書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 在学証明書又は入学することを証明する書類
- (2) 授業料その他の納付金の額を証する書類
- (3) 本人及び本人と同一の世帯に属する者の所得を証する書類
- (4) 健康診断書
- (5) 学業成績証明書
- (6) その他市長が必要と認める書類

(保証人)

第5条 申請者は、独立して生計を営む者を保証人として立てなければならない。

- 2 前項に規定する保証人は、就学奨励金の貸与を受けた者（以下「就学奨励生」という。）と連帯して貸与を受けた就学奨励金の返還の債務（以下「債務」という。）を負担しなければならない。

(貸与の決定)

第6条 市長は、第4条の規定による申請があった場合において、当該申請に係る就学奨励金を貸与する旨の決定又は貸与しない旨の決定をしたときは、それぞれその旨を文書により当該申請者に通知する。

(誓約書等)

第7条 就学奨励金の貸与の決定を受けた者は、速やかに、保証人の連署した誓約書（第2号様式）を市長に提出しなければならない。

- 2 就学奨励金の貸与の決定を受けた者は、保証人を変更しようとするときは、保証人変更届（第3号様式）により市長に届け出なければならない。

（貸与の方法）

第8条 就学奨励金は、貸与することを決定した日の属する月から当該学校を卒業する日の属する月までの間、毎月、貸与するものとする。ただし、市長が必要があると認めるときは、この限りでない。

- 2 就学奨励金の貸与に当たっては、就学奨励金の趣旨を就学奨励生に指導するよう努めるものとする。

（就学奨励金の額の変更）

第9条 市長は、就学奨励生について、特別の理由があると認めるときは、就学奨励金の額を変更することができる。

- 2 第3条第1項から第3項までの規定は、前項の規定により就学奨励金の額を変更しようとする場合について準用する。

（貸与の停止、廃止及び取消し）

第10条 市長は、就学奨励生が休学したときは、休学した日の属する月の翌月から復学した日の属する月の前月までの間、就学奨励金の貸与を停止する。

- 2 市長は、就学奨励生が次の各号の一に該当するときは、就学奨励金の貸与を廃止する。

- (1) 貸与の辞退があったとき。
- (2) 傷病のため修学の見込みがないと認められるとき。
- (3) 学業成績又は行動が不良と認められるとき。
- (4) 第2条第1号、第2号又は第4号に規定する要件を欠くに至ったとき。
- (5) その他貸与の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

- 3 市長は、就学奨励生が次の各号の一に該当するときは、就学奨励金の貸与の決定を取り消すことがある。

- (1) 偽りその他不正の行為により貸与の決定を受けたとき。
- (2) 貸与の趣旨、目的等に反する行為があると認められるとき。
- (3) その他この要綱の規定に違反したとき。

（返還）

第11条 就学奨励生又は保証人は、就学奨励生が次の各号の一に該当するに至ったときは、地域改善対策就学奨励金返還計画書（第4号様式）を市長に提出するとともに、当該各号に掲げる事由が生じた日の属する月の翌月から起算して6箇月を経過した後20年を超えない範囲内において、貸与を受けた就学奨励金を月賦、半年賦又は年賦の均等払いにより返還しなければならない。ただし、就学奨励生又は保証人は、いつでも繰上返還をすることができる。

- (1) 当該学校を卒業したとき。
- (2) 前条第2項の規定により就学奨励金の貸与が廃止されたとき。

- 2 就学奨励生又は保証人は、前条第3項の規定により就学奨励金の貸与の決定が取り消されたときは、直ちに貸与を受けた就学奨励金を返還しなければならない。

(返還の猶予)

第12条 市長は、就学奨励生が次の各号の一に該当するときは、当該各号に掲げる期間、前条の規定による就学奨励金の返還を猶予することがある。

- (1) 当該学校を卒業した後に他の学校又は専修学校に入学したとき。その在学している期間
- (2) 第10条第2項の規定により就学奨励金の貸与が廃止された後も引き続き当該学校に在学しているとき。その在学している期間
- (3) 災害、疾病その他やむを得ない理由により貸与を受けた就学奨励金を返還することが著しく困難であると認められるとき。その理由が継続する期間

- 2 前項の規定により就学奨励金の返還の猶予を受けようとする者は、地域改善対策就学奨励金返還猶予申請書（第5号様式）に返還の猶予を受けようとする理由を証する書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- 3 市長は、前項の規定による申請があった場合において、当該申請に係る返還の猶予を行う旨の決定又は行わない旨の決定をしたときは、それぞれその旨を文書により当該申請をした者に通知する。

(延滞利子)

第13条 就学奨励生は、正当な理由がなく、貸与を受けた就学奨励金を返還すべき日までに返還しなかったときは、当該返還すべき額に、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、当該返還すべき日の翌日における法定利率（同日から6月を経過する日までの期間にあつては、その2分の1の利率）を乗じて計算した額に相当する延滞利子を支払わなければならない。

- 2 前項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。
- 3 延滞利子の額を計算する場合において、その計算の基礎となる返還すべき就学奨励金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額は、切り捨てる。
- 4 市長が借受者に対して地方自治法施行令第171条の規定による督促を行った場合において、当該借受者が督促状に指定した期限までに返還すべき奨学金を完納したときは、延滞利子は、徴収しない。
- 5 延滞利子の確定金額が1,000円未満であるときは、延滞利子は、徴収しない。
- 6 延滞利子の確定金額に100円未満の端数があるときは、その端数金額は、切り捨てる。

(家庭状況報告書等の提出)

第14条 就学奨励生は、次の各号に掲げる書類を毎年4月15日までに、市長に提出しなければならない。

- (1) 就学奨励生家庭状況報告書（第6号様式）

- (2) 在学証明書
- (3) 授業料その他の納付金の額を証する書類
- (4) 第4条第3号から第5号までに掲げる書類
(届出)

第15条 就学奨励生（就学奨励生が死亡したときは、その扶養者又は保証人）は、次の各号の一に該当するときは、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 就学奨励金の貸与を辞退しようとするとき。
- (2) 就学奨励生、就学奨励生と同一の世帯に属する者又は保証人が、氏名若しくは住所を変更し、又は死亡したとき。
- (3) 就学奨励生、就学奨励生と同一の世帯に属する者の収入に変更があったとき。
- (4) 退学、停学等の処分を受け、又は休学、復学その他就学状況に関し変更があったとき。
- (5) 当該学校を卒業したとき。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、就学奨励金の貸与に関し必要な事項は文化市民局長が定める。

附 則

この要綱は、昭和63年1月1日から施行し、昭和62年4月に高等学校、高等専門学校、短期大学又は大学に入学した者から適用する。

附 則（昭和63年3月31日）

(施行期日)

- 1 この要綱中別表の改正規定は昭和63年4月1日から、その他の規定は公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 この要綱による改正後の京都市地域改善対策就学奨励金等貸与要綱別表の規定は、昭和63年4月分の就学奨励金から適用する。

附 則（平成元年4月6日）

この要綱は、決定の日から施行し、改正後の京都市地域改善対策就学奨励金等貸与要綱は、平成元年4月に高等学校、高等専門学校、短期大学又は大学に入学した者から適用する。

附 則（平成2年3月31日）

この要綱は、平成2年4月1日から施行する。

附 則（平成5年3月17日）

- 1 この要綱は、平成5年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の京都市地域改善対策就学奨励金等貸与要綱別表の規定は、平成5年4月分の就学奨励金から適用する。

附 則（平成5年8月16日）

この要綱は、決定の日から施行する。

附 則（平成 7 年 3 月 31 日）

この要綱は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 8 年 3 月 21 日）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

（適用区分）

- 2 この要綱による改正後の京都市地域改善対策就学奨励金等貸与要綱の規定は、平成 8 年 4 月分の就学奨励金から適用する。

附 則（平成 9 年 3 月 19 日）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

（適用区分）

- 2 この規則による改正後の京都市地域改善対策就学奨励金等貸与要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に高等学校、高等専門学校、短期大学又は大学に入学する者について適用する。

附 則（平成 10 年 12 月 21 日）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 11 年 1 月 1 日から施行する。

（適用区分）

- 2 この要綱による改正後の京都市地域改善対策就学奨励金貸与要綱の規定は、平成 11 年 4 月 1 日以後学校に入学する者について適用し、同日前に学校に入学する者については、なお従前の例による。

（経過措置）

- 3 この要綱の施行の際、現にこの要綱による改正前の京都市地域改善対策就学奨励金等貸与要綱（以下「改正前の要綱」という。）の規定により就学奨励支度金の貸与を受けている者については、改正前の要綱第 19 条から第 22 条まで及び第 3 号様式から第 5 号様式までの規定は、この要綱の施行後も、なおその効力を有する。

附 則（平成 11 年 11 月 24 日）

この要綱は、平成 11 年 12 月 1 日から施行する。

附 則（平成 14 年 3 月 18 日）

この要綱は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 15 年 3 月 14 日）

この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 16 年 3 月 12 日）

この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成１７年３月８日）

この要綱は、平成１７年４月１日から施行する。

附 則（平成１８年４月１日）

この要綱は、平成１８年４月１日から施行する。

附 則（平成１９年２月２２日）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成１９年４月１日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行前にこの要綱による廃止前の京都市地域改善対策就学奨励金貸与要綱（以下「廃止前の要綱」という。）第６条の規定により就学奨励金の貸与の決定を受けた者及び廃止前の要綱第５条第１項の規定によりその者が立てた保証人については、廃止前の要綱は、この要綱の施行後も、なおその効力を有する。

附 則（平成２２年７月２８日）

この要綱は、平成２２年８月１０日から施行する。

附 則（令和２年３月２７日）

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

（適用区分）

- 2 この要綱による改正後の旧京都市地域改善対策就学奨励金貸与要綱の規定は、就学奨励金を返還すべき日の翌日（以下「適用日」という。）がこの要綱の施行の日（以下「施行日」という。）以後である場合について適用し、適用日が施行日前である場合については、なお従前の例による。

別 表（第 3 条 関 係）

入 学 一 時 金 を 除 く 納 付 金 の 額 （ 年 額 ）				奨 学 金 （ 月 額 ）
				円
		80,000	円未満	10,000
80,000	円以上	100,000	円未満	11,000
100,000	円以上	110,000	円未満	12,000
110,000	円以上	120,000	円未満	13,000
120,000	円以上	130,000	円未満	14,000
130,000	円以上	140,000	円未満	15,000
140,000	円以上	160,000	円未満	16,000
160,000	円以上	170,000	円未満	17,000
170,000	円以上	180,000	円未満	18,000
180,000	円以上	190,000	円未満	19,000
190,000	円以上	200,000	円未満	20,000
200,000	円以上	220,000	円未満	21,000
220,000	円以上	230,000	円未満	22,000
230,000	円以上	240,000	円未満	23,000
240,000	円以上	250,000	円未満	24,000
250,000	円以上	260,000	円未満	25,000
260,000	円以上	280,000	円未満	26,000
280,000	円以上	290,000	円未満	27,000
290,000	円以上	300,000	円未満	28,000
300,000	円以上	310,000	円未満	29,000
310,000	円以上	320,000	円未満	30,000
320,000	円以上	340,000	円未満	31,000
340,000	円以上	350,000	円未満	32,000
350,000	円以上	360,000	円未満	33,000
360,000	円以上	370,000	円未満	34,000
370,000	円以上	380,000	円未満	35,000
380,000	円以上	400,000	円未満	36,000
400,000	円以上	410,000	円未満	37,000
410,000	円以上	420,000	円未満	38,000
420,000	円以上	430,000	円未満	39,000
430,000	円以上	440,000	円未満	40,000
440,000	円以上	460,000	円未満	41,000
460,000	円以上	470,000	円未満	42,000
470,000	円以上	480,000	円未満	43,000
480,000	円以上	490,000	円未満	44,000
490,000	円以上	500,000	円未満	45,000
500,000	円以上	520,000	円未満	46,000
520,000	円以上	530,000	円未満	47,000
530,000	円以上	540,000	円未満	48,000
540,000	円以上	550,000	円未満	49,000
550,000	円以上	560,000	円未満	50,000
560,000	円以上	580,000	円未満	51,000
580,000	円以上	590,000	円未満	52,000
590,000	円以上	600,000	円未満	53,000
600,000	円以上	610,000	円未満	54,000
610,000	円以上	620,000	円未満	55,000
620,000	円以上	640,000	円未満	56,000
640,000	円以上	650,000	円未満	57,000
650,000	円以上	660,000	円未満	58,000
660,000	円以上	670,000	円未満	59,000
670,000	円以上	680,000	円未満	60,000
680,000	円以上	700,000	円未満	61,000
700,000	円以上	710,000	円未満	62,000
710,000	円以上	720,000	円未満	63,000
720,000	円以上	730,000	円未満	64,000
730,000	円以上	740,000	円未満	65,000
740,000	円以上	760,000	円未満	66,000
760,000	円以上	770,000	円未満	67,000
770,000	円以上	780,000	円未満	68,000
780,000	円以上	790,000	円未満	69,000
790,000	円以上	800,000	円未満	70,000
800,000	円以上	820,000	円未満	71,000
820,000	円以上	830,000	円未満	72,000
830,000	円以上	840,000	円未満	73,000
840,000	円以上	850,000	円未満	74,000
850,000	円以上	860,000	円未満	75,000
860,000	円以上	880,000	円未満	76,000
880,000	円以上	890,000	円未満	77,000
890,000	円以上	900,000	円未満	78,000
900,000	円以上	910,000	円未満	79,000
910,000	円以上	920,000	円未満	80,000
920,000	円以上	940,000	円未満	81,000
940,000	円以上	950,000	円未満	82,000
950,000	円以上	960,000	円未満	83,000
960,000	円以上	970,000	円未満	84,000
970,000	円以上	980,000	円未満	85,000
980,000	円以上	1,000,000	円未満	86,000
1,000,000	円以上	1,010,000	円未満	87,000
1,010,000	円以上	1,020,000	円未満	88,000
1,020,000	円以上	1,030,000	円未満	89,000
1,030,000	円以上			90,000

備 考 「入学一時金」とは、入学に際して納付しなければならない入学金、施設拡充費その他これらに類する納付金をいう。

第1号様式（第4条関係）

地域改善対策就学奨励金貸与申請書

(あて先) 京 都 市 長		年 月 日
住 所		氏名（記名押印又は署名） 年 月 日生

京都市地域改善対策就学奨励金貸与要綱第4条の規定により就学奨励金の貸与を申請します。									
申 請 者	在学中又は入学予定の学校	学 校 名 学部、学科	☐ 高等学校 ☐ 中等教育学校 ☐ 盲学校 ☐ ろう学校 科 ☐ 養護学校 ☐ 高等専門学校						
			☐ 短期大学 学部 学科 ☐ 大学						
		学 年 等	年	☐ 全日制 ☐ 定時制 ☐ 通信制 ☐ 1 部 ☐ 2 部 ☐ 通信					
		入学の時期	年 月						
	他の奨学金の受給の有無		☐ 有 () ☐ 無						
扶 養 者	住 所								
	氏 名								
家 族 の 状 況	就学者以外の家族	氏 名	続柄	年齢	勤務先の名称及び所在地		月 収 額		
				歳					
	就学者	氏 名	続柄	年齢	学 校 名	設置者の区分	通 学 の 区 分		
				歳		☐ 国立 ☐ 公立 ☐ 私立	☐ 自宅 ☐ 自宅外		
						☐ 国立 ☐ 公立 ☐ 私立	☐ 自宅 ☐ 自宅外		
						☐ 国立 ☐ 公立 ☐ 私立	☐ 自宅 ☐ 自宅外		
						☐ 国立 ☐ 公立 ☐ 私立	☐ 自宅 ☐ 自宅外		
家 族 の 人 数		人		月収額の合計		円			
特 別 の 事 情	障 害 者 の 有 無	☐ 有 () ☐ 無							
	長期療養者の有無	☐ 有 () ☐ 無							
	主たる家計支持者の別居の有無	☐ 有 () ☐ 無							
	火災、風水害、盗難等の被害の有無	☐ 有 () ☐ 無							
保 証 人	住 所								
	氏名（記名押印又は署名）	年 月 日		年 月 日					
	職 業	月収額		円		申請者との関係			
申 請 の 理 由									

- 注 1 該当する□には、✓印を記入してください。
- 2 他の奨学金の有無の（ ）内には、受給している奨学金の名称、金額等を記入してください。
- 3 特別の事情の欄の（ ）内には、該当者の氏名、該当自由の内容等必要な事項を記入してください。

第2号様式（第7条関係）

誓 約 書

(あて先) 京 都 市 長	年 月 日
---------------	-------

貸与決定の年月日及び番号		年 月 日 第 号	
本 人	住 所	氏 名 印	
	京都市地域改善対策就学奨励金貸与要綱の規定を誠実に遵守し、就学奨励金の返還の事由が生じた場合には、遅滞なく返還いたします。		
保 証 人	住 所	氏 名 印	
	就学奨励金の返還の債務を本人と連帯して負います。		

第3号様式（第7条関係）

保 証 人 変 更 届

(あて先) 京 都 市 長	年 月 日
住 所	氏 名 ⑩

京都市地域改善対策就学奨励金貸与要綱第7条の規定により保証人の変更について届け出ます。				
貸与決定の年月日及び番号			年 月 日 第 号	
新 保 証 人	住 所			
	氏 名	⑩	生年月日	年 月 日
	申 請 者 と の 関 係			
	職 業		月 収 額	円
	現保証人に代わり、今後私が就学奨励金の返還の債務を本人と連帯して負います。			
	現 保 証 人 住 所			
氏 名				

第4号様式（第11条関係）

地域改善対策就学奨励金返還計画書

(あて先) 京 都 市 長		年 月 日
本 人	住 所	氏 名（記名押印又は署名） ⑩
保 証 人	住 所	氏 名（記名押印又は署名） ⑩

貸与決定の年月日及び番号	年 月 日 第 号
返 還 金 額	円
返 還 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
返 還 方 法	☐ 月賦 ☐ 半年賦 ☐ 年賦
1 回 あ た り の 返 還 額	円
返 還 開 始 年 月 日	年 月 日

注 該当する□には、✓印を記入してください。

地域改善対策就学奨励金返還猶予申請書

(あて先) 京 都 市 長	年 月 日
住 所	氏 名（記名押印又は署名） ㊞

京都市地域改善対策就学奨励金貸与要綱第12条の規定により就学奨励金の返還の猶予を申請します。		
貸与決定の年月日及び番号	年 月 日 第 号	
猶予を受けようとする返還金の額	円	
猶予を受けようとする期間	年 月 日から 年 月 日まで	
猶予後の返還計画	返 還 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
	返 還 方 法	☐ 月賦 ☐ 半年賦 ☐ 年賦
	1回当たりの返還額	
	返 還 開 始 年 月 日	年 月 日
申請の理由		

注 該当する□には、✓印を記入してください。

第6号様式（第14条関係）

就学奨励生家庭状況報告書

(あて先) 京 都 市 長	年 月 日
住 所	氏 名 年 月 日生

家 族 の 状 況	就 学 者 以 外 の 家 族	氏 名	続柄	年 齢	勤務先の名称及び所在地		月 収 額
				成			円
	就 学 者	氏名	続柄	年 齢	学校名	設置者の区分	通学の区分
			本人	成		☐ 国立 ☐ 公立 ☐ 私立	☐ 自宅 ☐ 自宅外
						☐ 国立 ☐ 公立 ☐ 私立	☐ 自宅 ☐ 自宅外
						☐ 国立 ☐ 公立 ☐ 私立	☐ 自宅 ☐ 自宅外
						☐ 国立 ☐ 公立 ☐ 私立	☐ 自宅 ☐ 自宅外
	家 族 の 人 数			人	月収額の合計		円
	特 別 の 事 情	障 害 者 の 有 無		☐ 有 () ☐ 無			
		長期療養者の有無		☐ 有 () ☐ 無			
		主たる家計支持者の 別居の有無		☐ 有 () ☐ 無			
		火災、風水害、盗難 等の被害の有無		☐ 有 () ☐ 無			

注 1 該当する□には、✓印を記入してください。

2 特別の事情の欄の（ ）内には、該当者の氏名、該当事由の内容等必要な事項を記入してください。